

平成 30 年度国民健康保険制度改革に伴う税率改正について

1. 仮算定結果

平成 29 年 11 月 13 日に平成 30 年度納付金等の仮算定額が提示されました。

(1) 前回の試算からの主な変更点

前回の運営協議会で提示した額は、平成 29 年度に制度改正がされていたとした場合の試算結果でしたが、今回の仮算定額は平成 30 年度のより本番に近い算定で、医療費や被保険者数を平成 30 年度の見込とし、追加公費の 1,700 億円のうち約 1,500 億円が反映されるなどの変更がありました。

	国	愛知県
a) 国・普通調整交付金（都道府県分）	約 300 億円	約 25.8 億円
b) 暫定措置	約 250 億円	約 13.8 億円
c) 国・特別調整交付金（都道府県分）	約 100 億円	約 9.3 億円
d) 保険者努力支援制度（都道府県分）	約 500 億円	約 37.1 億円
e) 保険者努力支援制度（市町村分）	約 300 億円	約 30.3 億円
f) 特別高額医療費共同事業負担金	約 40 億円	約 1.7 億円
計	約 1,490 億円	約 118.0 億円

(2) 小牧市の仮算定結果（一般被保険者分）

項目	試算	仮算定
① 国保事業費納付金（実際の納付額）	48.2 億円	43.8 億円
② 減算分	△ 8.5 億円	△ 8.3 億円
③ 加算分	2.4 億円	1.0 億円
④ 標準保険料算定用事業費納付金 （① + ② + ③）	42.1 億円	36.5 億円
⑤ 法定軽減等	△ 0.7 億円	△ 1.4 億円
⑥ 課税必要額	41.4 億円	35.1 億円
⑦ 課税見込額	30.6 億円	27.7 億円
⑧ 保険税追加課税必要額（⑥ - ⑦）	10.8 億円	7.4 億円
⑨ 上昇率（⑧ / ⑦）	35.3 %	26.7 %

10 年間の上昇率は、10.8 億円（試算数値）の場合の約 35% から 7.4 億円（仮算定数値）では約 27% に緩和されています。

2. 小牧市保険税額の試算

前回の運営協議会では、10億円の保険税引上げと資産割の廃止を10年間かけて実施した場合の試算例を提示しました。

今回の仮算定額で不足額が7.4億円となったことで、同じ10年間で実施した場合でも被保険者への影響は軽減されています。

※別紙試算結果

- ・別紙 1-1

固定資産がない世帯の10年間の所得階層別、上昇割合別世帯数

- ・別紙 1-2

固定資産がある世帯の10年間の所得階層別、上昇割合別世帯数

- ・別紙 1-3

全世帯の10年間の所得階層別、上昇割合別世帯数

- ・別紙 2

10年間の所得階層別の平均税額と平均上昇税額

結果より、固定資産なしの世帯の最高上昇率と5%以上上昇世帯の割合の比較は以下のとおりとなりました。

○固定資産なしの世帯の10年間上昇率の比較

	最高上昇率		5%以上上昇世帯	
	10億円	7.4億円	10億円	7.4億円
1年目	9%	8%	32.06%	16.27%
2年目	8%	7%	29.20%	13.48%
3年目	8%	7%	24.33%	10.84%
4年目	7%	6%	21.44%	8.58%
5年目	7%	6%	16.65%	6.36%
6年目	6%	6%	14.45%	4.01%
7年目	6%	5%	9.72%	2.15%
8年目	5%	5%	5.95%	0.94%
9年目	5%	5%	4.12%	0.33%
10年目	5%	4%	0.39%	0.00%

3. 事務局の考え

今回の試算結果が前回の運営協議会で提示した試算例よりも被保険者負担が緩和されたことをふまえ、事務局としては以下の理由により「10年で決算補填目的の法定外繰入を解消し、あわせて資産割を廃止」する改正案を採用すべきと考えます。

(1) 法定外繰入の削減、解消について

- ア. 国の方針により平成 30 年度以降は決算補填を目的とする法定外繰入は解消又は削減すべきとされている。
- イ. 国民健康保険加入者以外の市民の負担となることから本来は望ましくないものである。
- ウ. 今の段階で法定外繰入の削減を開始しない場合、今後開始するタイミングがない。
- エ. 愛知県は平成 30 年度の保険料統一はしないとしているものの、早ければ 7~8 年後に統一する可能性もあると見込まれており、保険料統一により急激な引上げを避けるため、今から段階的に引上げていく必要がある。
- オ. 解消又は削減がされていない場合、納付金の減算に影響を与えることが想定される。

(2) 資産割の廃止について

- ア. 愛知県の標準賦課方式は 3 方式（所得割、均等割、平等割）であり将来的な保険料率の統一を見据える必要がある。
- イ. 固定資産の所有が必ずしも担税力につながらないにもかかわらず居住用資産など収益性のない固定資産も課税対象となっている。
- ウ. 固定資産税との重複課税と考えている人がいる。
- エ. 他の健康保険（社会保険、後期高齢者医療）には資産割がなく不均衡感がある。

4. 小牧市国民健康保険税率等見直しに関する方針（案）について
別紙